

# 介護保険はみんなで支えあう制度です

介護保険制度は、40歳以上の方全員が被保険者（保険加入者）となって保険料を納め、介護が必要と認定された時、費用の一部（原則1割）を支払って、介護サービスを利用する制度です。

## ・要介護の認定が必要です

介護サービスを利用するときは、要介護状態または要支援状態の認定を受けるために、町に要介護認定の申請を行う必要があります。（40歳から64歳までの方は、脳血管疾患など16の特定疾病が原因となって、介護が必要であると認定された方以外は、対象となりません。）

## ▶介護保険料について

それぞれの区分に応じて保険料が算定されます。

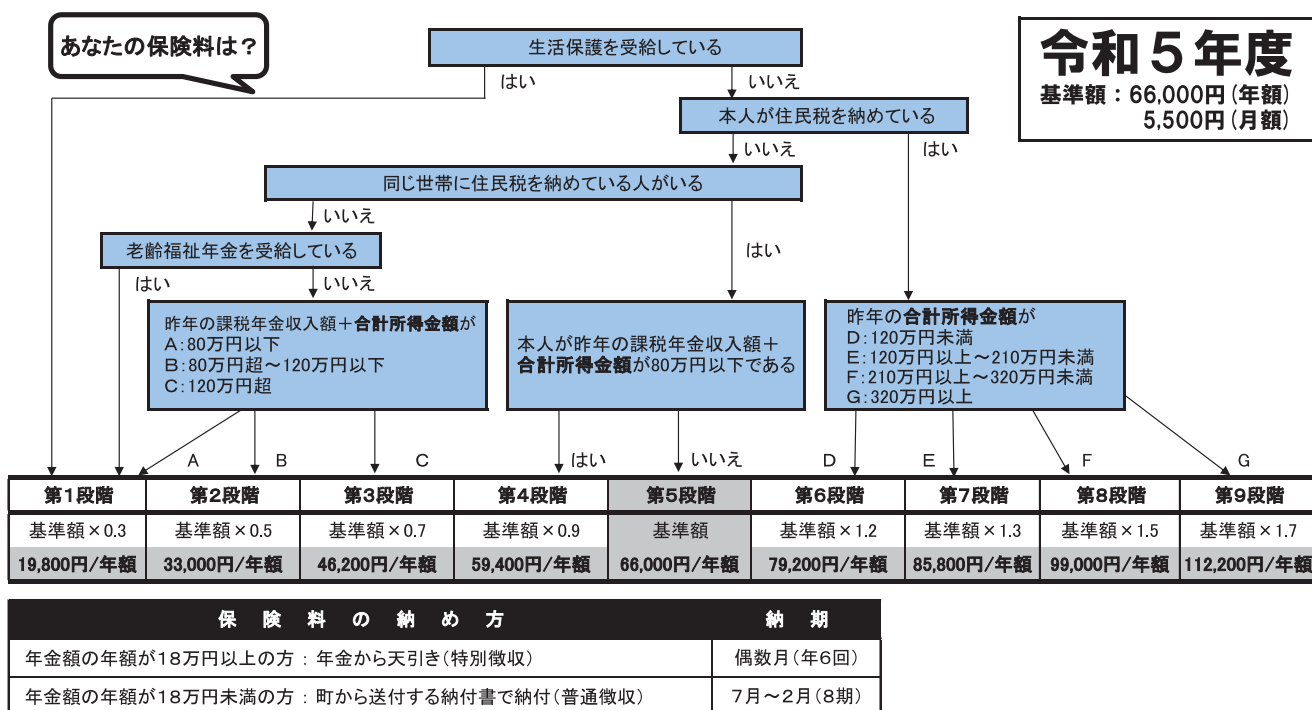
## ・40歳から64歳までの方（第2号被保険者）

所得によって異なり、加入している医療保険料と合わせて納めていただきます。

区 分	保険料の決め方	保険料の納め方	納 期
国民健康保険に加入している方	保険料は国民健康保険税の算定方法と同様に、世帯ごとに決められます。 介護保険分(限度額17万円)＝所得割＋均等割 ※詳しくは、町民課税務係 ☎2112へ	町から送付する納付書で医療保険分とあわせて世帯主が納めます。	7月～2月 (8期)
職場の医療保険に加入している方	介護保険料＝給与および賞与×介護保険料率	医療保険分とあわせて給与及び賞与から差し引かれます。	毎月 (12回)

## ・65歳以上の方（第1号被保険者）

介護保険は3年ごとに保険料の見直しをおこなっています。保険料の額は、3年間（令和3年度～令和5年度）に提供される介護サービスの費用の見込に基づき、保険給付に要する費用の約23%を65歳以上の方の人数で割り返した額を保険料基準額（年額）としています。



### ※合計所得金額

収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。給与所得及び年金所得がある場合は、それらの合計額から10万円を控除した金額です。また、土地建物の譲渡所得がある場合は特別控除後の金額です。

## ▶問合せ 保健福祉課介護保険係 ☎21603